

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 泉崎村

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,541	706	116	2,363

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,440	3,246	194	84	289	5,571	
一般会計等	3,440	3,246	194	84		5,571	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
病院事業会計	466	493	27	50	264	257	205	法適用
水道事業会計	260	259	1	176	90	1,070	581	法適用
工業用地造成事業会計	45	56	11	992	1			法適用
住宅用地造成事業会計	93	84	9	401	48			法適用
農業集落排水処理事業特別会計	(歳入) 400	(歳出) 389	(形式収支) 11	11	138	1,902	1,537	
国民健康保健特別会計	(歳入) 770	(歳出) 714	(形式収支) 56	56	76			
介護保険特別会計	(歳入) 312	(歳出) 300	(形式収支) 12	12	58			
後期高齢者医療特別会計	(歳入) 42	(歳出) 41	(形式収支) 1	1	13			
老人保健特別会計	(歳入) 68	(歳出) 63	(形式収支) 5	5	4			
公営企業会計等 計				1,704		3,229	2,323	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数( - )で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
白河地方水道用水供給企業団								
・白河地方水道用水供給事業会計	691	653	38	653		6,275	10	法適用
白河地方広域市町村圏整備組合								
・一般会計	(歳入) 2,238	(歳出) 2,211	(形式収支) 27	27		503	11	
西白河地方衛生処理一部事務組合								
・一般会計	(歳入) 2,073	(歳出) 2,026	(形式収支) 47	47		2,220	102	
福島県市町村総合事務組合								
・一般会計	(歳入) 12,534	(歳出) 12,116	(形式収支) 418	418	2,826			
・消防補償等特別会計	(歳入) 1,727	(歳出) 1,727	(形式収支) 0	0				
・消防賞じゅつ金特別会計	(歳入) 5	(歳出) 3	(形式収支) 2	2				
・非常勤職員公務災害補償特別会計	(歳入) 25	(歳出) 16	(形式収支) 9	9				
・自治会館管理特別会計	(歳入) 13	(歳出) 13	(形式収支) 0	0				
福島県後期高齢者医療広域連合								
・一般会計	(歳入) 2,530	(歳出) 2,432	(形式収支) 98	98				
・後期高齢者医療特別会計	(歳入) 181,606	(歳出) 177,305	(形式収支) 4,301	4,301	1,346			
一部事務組合等 計				5,555		8,998	123	

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
泉崎観光株式会社	1	28	78				13	4	
白河地方土地開発公社	1,497	78	1						
地方公社・第三セクター等 計			79				13	4	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	325	220	105
減債基金	187	187	0
その他充当可能基金	125	125	0
充当可能基金 計	637	532	105

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.85	3.56	2.71	15.00	20.00	病院事業会計			
連結実質赤字比率	77.44	75.70	1.74	20.00	40.00	水道事業会計			
実質公債費比率	26.3	23.2	3.1	25.0	35.0	工業用地造成事業会計			
将来負担比率	151.3	143.7	7.6	350.0		住宅用地造成事業会計			
財政力指数	0.63	0.64	0.01			農業集落排水処理事業特別会計			
経常収支比率	73.2	69.2	4.0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数( - )で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。